

でした。何ととってもイタリアは芸術・文化の街、古い街並みに斬新なイタリア・ミラノファッション……北村さんは、この歴史のあるイタリアの地で、あの有名な映画女優、ソフィアローレンのような美人とたくさん会い、たいへん満足しているとの事でした。

又、日経新聞のイタリアに関する記事の中より、イタリアは都市造りにおいては、世界的にも有名な建築家集団の国である。又歴史を重んじる国柄であり「家族愛」「郷土愛」がたいへん強い国民である。一方、日本人は、何でも開放！開放！とアメリカ文化を真似しているが、「本物の日本人」とは何なのか？……逆発想の考えが必要ではないか！と、最後にはこれからの日本人の生き方について、問題提起をしていただき、たいへん勉強になったお話でした。  
(担当：藤田委員)

お知らせ：西村正太郎会員の会社名が変更致しました。  
 新社名 有限会社 西村商会 (旧社名 有限会社 道南エリナ)  
 (所在地・電話番号・FAX番号は従来通り)

席報告

会員数	70名	出席率	函館北	9月27日	86.76%
出席	43名		函館東	9月26日	90.63%
欠席	27名		函館	9月21日	86.38%
他クラブ出席	16名		函館五稜郭	9月22日	100.00%
出席合計	59名		函館亀田	9月25日	90.00%
除外者	2名				

次回・10月25日  
 プログラム

夜間例会 “クラブアッセンブリー”

函館国際ホテル 午後6時30分



The Weekly Report of

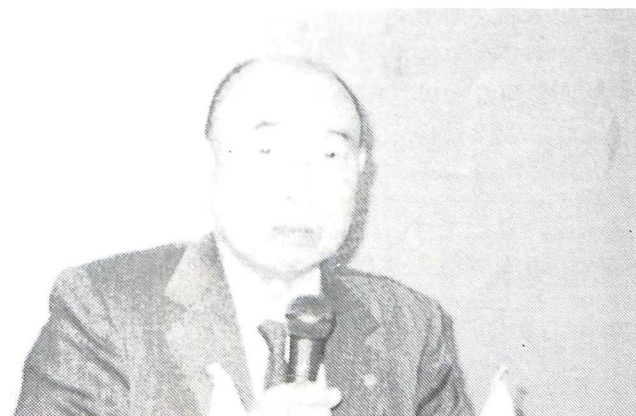
Hakodate North R.C.

# 函館北ロータリークラブ会報

ハーバード G.ブラウン 国際ロータリー会長テーマ

真心の行動 Act with Integrity  
 慈愛の奉仕 Serve with Love  
 平和に挺身 Work for Peace

中野 亮会長テーマ ○



10月18日会員卓話 石上伊佐男 会員 (移動例会)

《第1558回例会》 第16号 10月25日(水)

本日のプログラム

夜間例会 “クラブアッセンブリー”

函館国際ホテル 午後6時30分

★会長 中野 亮 ★幹事 遠藤尚孝

例会場：函館国際ホテル 〒040 函館市大手町5-10 TEL 23-5151  
 例会日：毎週水曜日 12:30~13:30 事務所：函館市大手町5-10 二チロビル3階 23-3870

1995～1996

〈第1557回例会〉第15号

10月18日の記録

◎司 会 中野 亮 会長 ◎斉 唱 我等の生業

◎会長報告 中野 亮 会長

○本日は特にありません。

◎幹事報告 遠藤 尚孝 幹事

○次週は夜間例会兼クラブアッセンブリーです。テーマは「会員増強」です。特に女性会員の増強についてご意見をお伺い致します。多数のご参会をお願い申し上げます。

◎親睦活動委員会 田守 真一 委員

ニコニコBOX投入報告

中野 会長……石上さん、お世話になります。

遠藤 幹事…… ”

森(秀) 会員…… ”

新 会員…… ”

石橋 会員…… ”

中里 会員……隣り組です。

中川 会員……母の葬儀では皆様に大変お世話になりました。

伊藤 会員……石上さん、お世話になります。

小笠原 会員…… ”

田守 会員……欠席が続いておりました。ゴメンナサイ

石川 会員……BOXに協力。

◎職業奉仕委員会 中川 洲平 委員長

○母の葬儀に際しまして、改めて皆様方にお礼申し上げます。

○本日は職業奉仕の一環として、石上会員の函館米穀を職場訪問させて頂きました。石上会員には感謝を申し上げます。

◎会員卓話 「食糧管理法と新食糧法について」 石上伊佐男 会員

平成6年12月8日押迫った年の瀬に国会の衆参議院で通称新食糧法（主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律）が通過した。施行は平成7年11月1日と決まり、現在政府では細目の政令、省令及び関連法案の作成を急いでいるところである。この機会に旧来の食糧管理法と新食糧法につい

て勉強してみたい。

食糧管理法は昭和17年2月21日（1942年）に当時の帝国議会で制定された。第1条の目的の項では「本法は国民食糧の確保及国民経済の安定を図る為、食糧を管理し其の需給及び価格の調整並びに流通の規制を行うことを目的とす。」とうたっている。時代は昭和16年12月16日（1941年）米、英、中を相手に第2次世界大戦に突入しており、国民の食糧確保は勿論の事ながら軍備としての主食の確保も重要な事であった。農家には強制一律的な割当て方式による米の供出を課し、全量国家の買上げによる政府管理とし、一方消費者には各世帯構成者別の配給制を行ったが、農家の働き手も徴兵され米の絶対量は不足していた。敗戦後は海外から引上げてくる旧兵隊や一般国民への供給、又焼土と化した都会から地方へ流出する移動者への主食供給が必要であり依然として配給制度は必要であった。昭和40年頃（1965年頃）から世の中は安定しはじめ敗戦ショックから徐々に回復に向かいました。この間食糧管理法は、生産者消費者双方に十分に機能しました。この頃から食生活は変化しはじめグルメ、個食、洋風化、外食等も一般化してきた。食糧管理法も時代の変化に合わせて改正をしましたが、消費量の減少、生産技術の改良、新種子の開発等から慢性的な米余り現象が続きましたのでここに各種規制の強い食糧管理法を廃止して自由化することになりました。新食糧法の制定の目的の項は分かりずらいのですが第一項は「この法律は、主要な食糧である米穀及び麦の主食としての役割、農産物としての重要性にかんがみ、米穀の生産者から消費者までの計画的な流通の確保や政府による主要食糧の買入れ、輸入及び売渡しの措置を総合的に講ずることにより、主要食糧の需給及び価格安定を図り、国民生活と国民経済の安定に資することを目的とする」とうたっています。

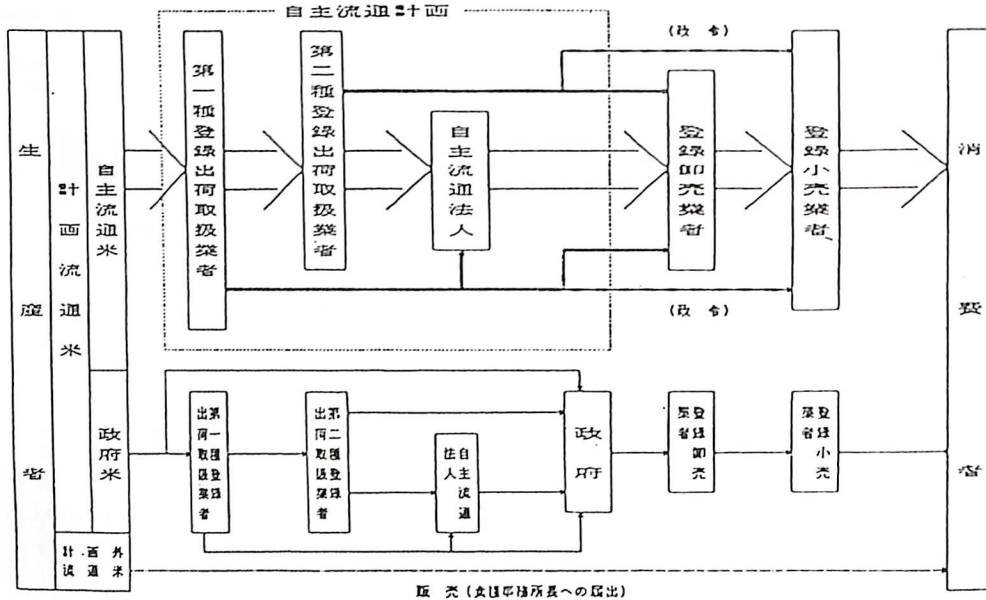
法案の条項を読んでいくと、生産者は国の示した基本計画に法った米（計画流通米）とそれ以外の米（計画外流通米）も売る事が出来るとされ、（計画流通米）は登録出荷取扱業者（第1種・第2種）に販売し自主流通法人経由で登録卸売業者、登録小売業者に売れるとされております。第1種登録出荷取扱業者の先のルートは各段階へ直接販売出来るようになっております。（計画流通米）の内政府米については第1種、第2種登録出荷取扱業者、自主流通法人から政府が買上げ（それぞれ直接にも出来る）政府は登録卸売業者経由で登録小売業者へ売渡すとなっております。

（計画外流通米）については生産者は予め農林水産大臣に届ければ消費者に直接販売出来るとなっております。

この外に変わったところは、旧法では許可制であったが新法は登録制に変わる（集荷業者、販売業者）販売日の登録期日は毎年6月1日とする（従って新規登録は平成8年6月1日）卸間売買、小売間売買は出来る、等である。以上

◎新制度における流通ルート（一般家庭向け）

( ≡ 政府米  
自主流通米  
計画外流通米 )



(注) 1.上記のほか、加工業者等への流通がある。  
 2.登録卸売業者、登録小売業者はそれぞれ卸間売買、小売間売買を行うことができる。(政令)

◎出席報告

会員数	71名	出席率	函館北	10月4日	85.51%
出席	39名		函館東	10月3日	91.67%
欠席	32名		函館	9月28日	86.73%
他クラブ出席	20名		函館五稜郭	9月29日	100.00%
出席合計	59名		函館亀田	10月2日	96.00%
除外者	2名				

次回・11月1日  
プログラム

「横山大観展について」

道立函館美術館 学芸部長 柴 勤 氏



The Weekly Report of

Hakodate North R.C.

# 函館北ロータリークラブ会報

ハーバード G.ブラウン 国際ロータリー会長テーマ

真心の行動 Act with Integrity  
 慈愛の奉仕 Serve with Love  
 平和に挺身 Work for Peace

中野 亮会長テーマ ○



10月25日 クラブアッセンブリー

## 《第1559回例会》 第17号 11月1日(水)

### 本日のプログラム

#### 「大観の光」

道立函館美術館 学芸部長 柴 勤 氏

★会長 中野 亮 ★幹事 遠藤尚孝

例会場：函館国際ホテル 〒040 函館市大手町5-10 TEL 23-5151  
 例会日：毎週水曜日 12:30～13:30 事務所：函館市大手町5-10 ニチロビル3階 23-3870